

令和5年度 当財団の運営方針及び重点項目

1. 運営方針

令和5年度の当財団の運営方針については、以下のとおりとする。

公1 男女共同参画社会の形成を促進する事業

当財団は、男女共同参画社会の形成促進を設立目的の一つに掲げており、佐賀県からの委託を受け、男女共同参画に係る各種研修・セミナーの開催、啓発事業の実施、情報の提供、調査・研究及び交流促進事業等や財団の自主事業として先駆的な事業を実施し、性別に関わりなく個人の個性や能力が十分に発揮できる社会の形成に取り組むことで、その目的の実現を図っていく。

公2 佐賀県 DV 総合対策センターの運営を通じ、男女共同参画社会の形成を促進する事業

当財団は、男女共同参画社会の形成促進を目的の一つとし、定款には佐賀県 DV 総合対策センターの運営を掲げており、佐賀県からの委託を受け、令和元年度を初年度とする佐賀県 DV 防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）に基づき、佐賀県 DV 総合対策センターの事業として、関係機関・団体との連携や事業の総合調整、県民を対象とした啓発活動、相談事業等を実施するとともに、財団の自主事業を行うことで、より一層の佐賀県 DV 総合対策センターの設置目的の実現を図っていく。

公3 県民の生涯学習の振興に資する事業

当財団は、県民の生涯学習の振興を設立目的の一つに掲げており、佐賀県からの委託を受け、生涯学習に関する情報の提供、指導者の養成・研修及び学習機会の提供等を実施し、県民が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる社会の構築に取り組むことにより、その目的の実現を図っていく。

公4 佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）の指定管理を通じた、男女共同参画社会の形成促進並びに県民の生涯学習の振興に資する事業

当財団は、佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センターの指定管理を受けることにより、アバンセ内の施設貸与並びに情報サービスフロア及び視聴覚ライブラリーの管理運営を行い、もって男女共同参画社会の形成促進並びに県民の生涯学習の振興に資するという目的の実現を図っていく。

収1 佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）の指定管理を通じた、公益目的外の施設貸与事業

上記の公益目的事業を永続的に実施するにあたり、公益目的事業は収支相償とする必要があるため、佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センターの指定管理を受け、公益目的外の施設貸与事業を行うことで当財団の経営基盤の安定化を図っていく。

2. 重点項目

当財団は、佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立生涯学習センター（アバンセ）の目的を果たすことができる県内唯一の公益財団法人であることを認識し、性別を問わず若者から高齢者まで多様な県民誰もが利活用し、交流する拠点として、以下の重点項目を確実に実施し、公益財団法人としての社会的役割を果たしていく。

また、本年度は令和 4 年度から実施されている施設の長寿命化工事（大規模改修工事）が本格化されることから、工事の円滑な実施に協力するとともに、利用者へ迅速・丁寧な情報提供を行っていく。

（１）第 7 期（令和 6～8 年度）の指定管理事業の確実な受託

令和 5 年度は、今期（第 6 期）の指定管理事業の最終年度であることから、提案した事業等を着実に実施するとともに、財団一丸「チーム・アバンセ」で次期の指定管理事業の確実な受託を目指す。

（２）新たな利用者へのアプローチ

財団独自で行っているフードドライブ i n アバンセ（共催）やアバンセコンサート、保護者の読書時間を確保する「保育付きライブラリー」、さらには子育てサークルの活動の場となる「幼児室 2」の無料開放をはじめ、We b 会議システムを活用した利用者サービス、外国人の方への多言語通訳サービス等を引き続き行っていく。

（３）財団のミッション達成に向けた「アバンセ基金」の活用

男女共同参画の推進や生涯学習の振興、DV 被害者支援など、財団のミッションが達成できるよう、寄付集めから事業の実施に至るまで財団一体で取り組んでいく。

（４）大学、関係機関、団体との連携強化

「頼られるアバンセ」として、利用者のニーズの把握を行うとともに、新たな視点を常に意識し、大学や関係機関・団体との連携を強化して、効果的な事業の推進を図る。

（５）県内全域に出向くアウトリーチ

引き続き、アウトリーチを推進し、地理的な問題によりアバンセに来たくても来られない方々のため、各事業部・センターにおいて、出前講座や市町での研修会開催などを行い、県内における「アバンセ」の設置目的の浸透を図っていく。

（６）広報の強化

マスコミをはじめ、財団で発行している季刊誌「アバンセNOW」やアバンセホームページ、アバンセが持っている人的ネットワークの活用に加え、インスタグラム等の SNS を活用して、若者にもアバンセの魅力を伝えられるよう、情報発信を強化していく。

（７）職員の能力向上

公益財団法人の職員としてふさわしい能力を高めるよう、引き続き職員の自己啓発研修への助成や、県及び他団体の各種研修等へ積極的に参加するなどして、信頼できる財団職員の育成を図る。

（８）SDGs の推進

アバンセの様々な事業や取組が「持続可能な開発目標（SDGs）」と方向性を同じくし、その達成に向けて貢献していることを内外に発信することにより、アバンセの存在価値を高めるとともに、SDGs のまなびの拠点を目指していく。

令和5年度 事業部(男女共同参画施策担当)事業計画

1 研修事業

(1) 地域で活躍する女性のためのセミナー

- 目 的 : 地域で活躍する女性を育成するためのビキナーズセミナーを開催する。
- 対 象 : 女性 (各 20 名程度)
- 開催回数 : 3回
- 内 容 : 講義、グループワーク等

(2) 政治参画セミナー

- 目 的 : 政治分野における男女共同参画を推進するため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するセミナーを開催する。
- 対 象 : 県民 (公開講座は 40 名程度、その他各 15 名程度)
- 開催回数 : 4回 (うち1回は公開講座)
- 内 容 : 政治分野における女性の参画の必要性についての講演やスピーチのノウハウ等についての講義、政策企画のグループワーク等

(3) 市町男女共同参画担当職員基礎研修

- 目 的 : 市町における男女共同参画の推進や住民への啓発普及を促進するため、市町の男女共同参画行政担当の職員を対象に、男女共同参画に関する基礎的知識や市町で取り組むべき課題等に関する研修を行う。
- 対 象 : 市町男女共同参画行政担当の職員等 (20 名程度)
- 開催回数 : 1回
- 内 容 : 地方自治体の男女共同参画の基本政策に関する講義等

(4) 市町男女共同参画担当職員実践研修

- 目 的 : 市町における男女共同参画の推進や住民への啓発普及を促進するため、市町の男女共同参画行政担当の職員を対象に、男女共同参画に関する認識や市町で取り組むべき課題等に関する実践的な研修を行う。
- 対 象 : 市町男女共同参画行政担当の職員等 (20 名程度)
- 開催回数 : 1回
- 内 容 : 地方自治体の男女共同参画に関する実践的な講義等

(5) 市町職員研修

- 目 的 : 市町行政において男女共同参画の必要性を理解してもらうため、市町職員を対象に、男女共同参画の視点を踏まえた地域課題の解決等、実例を用いた実践的な研修を行う。
- 対 象 : 開催する市町の職員
- 開催回数 : 2回
- 内 容 : 男女共同参画の視点を踏まえた地域課題解決のための講義等

2 啓発事業

(1) 男女共同参画フォーラム

- 目的：男女共同参画社会基本法と佐賀県男女共同参画推進条例の目的及び基本理念等を県民に啓発し、男女共同参画社会の推進を図るため、男女共同参画に関するフォーラムを開催すること。また、原則、申込者を対象に、オンライン視聴が可能なアーカイブを作成し、期間限定で配信する。
- 対象：県民(250名程度)
- 開催回数：1回
- 内容：男女共同参画に関するテーマでの講演、シンポジウム、パネルディスカッション等

(2) ハラスメント防止啓発講演会

- 目的：各種ハラスメントの防止を県民に啓発し、男女共同参画社会の推進を図るため、ハラスメント防止啓発についての講演会を、佐賀労働局や女性の活躍推進佐賀県会議との共催で開催する。
- 対象：県民(150名程度)
- 開催回数：1回
- 内容：ハラスメントの防止に関する講演会
佐賀労働局による企業における現状や防止対応策

(3) 男女共同参画お届け講座

- 目的：県内企業等を対象に、男女共同参画についての認識を深めてもらい、企業等における新たな具体的な取組につなげていくため、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、男性の家事・育児・介護等参画促進、女性の登用等をテーマに講座を実施する。
- 対象：県内企業・事業所、その他団体等
- 開催回数：20回
- 内容：講義(男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、ハラスメント対策、人材育成・両立支援策、男性の家事・育児・介護等参画促進、女性の登用等)

(4) 学生への意識啓発事業

- 目的：大学、短期大学等の学生に対し、男女共同参画意識の啓発を図るため、キャリアアップやワーク・ライフ・バランス等について講演会を開催する。
- 対象：県内大学、短期大学等の学生(100名程度)
- 開催回数：1回
- 内容：就職後の男女共同参画、キャリアアップ、ワーク・ライフ・バランス等

(5) 男性のための介護支援講座

- 目的：介護する立場にある男性に関する意識啓発を図るため、介護に関する講座を開催する。
- 対象：県民(20名程度)
- 開催回数：1回
- 内容：男性の介護支援等をテーマにした講座

3 情報提供事業

(1) 図書資料等整備事業

- 目 的：専門図書館としての機能を充実させるため、男女共同参画や男女間の暴力防止に関連する図書や資料等を整備する。
- 内 容：男女共同参画関係の図書、視聴覚資料及び新聞・雑誌等の整備、男女共同参画に関する資料やデータの提供

(2) 広報事業

- 目 的：男女共同参画に関する啓発や知的情報の提供等を行うため、機関誌を発行する。
- 内 容：男女共同参画や男女間の暴力防止の啓発のための特集、男女共同参画センター等の各種事業の紹介及び市町や男女共同参画ネットワーク等の行事等を掲載する。
- 発行回数：3回
- 発行部数：各回 13,000 部
- 配布箇所：各回 1,500 箇所

(3) 男女共同参画関連イベント情報提供事業

- 目 的：県内の男女共同参画イベントの開催の日程等の重複を避け、各イベントに多くの参加を可能にする等、イベント等の開催効果を高めるため、市町や民間団体が実施する男女共同参画イベントの情報を収集し、機関誌等で広く情報を提供するとともに、随時新しい情報を提供する。

4 調査・研究事業

(1) 災害時避難所マニュアル情報提供事業

男女共同参画の視点を取り入れた防災リーダー養成講座

- 目 的：男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営を県内に広く浸透させるため、地域の防災リーダーとして活躍できる人材の育成に資するセミナーを開催する。また、参加者同士のネットワーク形成を支援するための交流会を開催する。
- 対 象：県民(20 名程度)
- 開催回数：講座3回、交流会1回
- 内 容：講義、グループワーク等

(2) 学生の意識啓発に関する調査研究事業

- 目 的：県内大学・短期大学において実施する「学生の意識啓発事業」について、参加学生の意識の変化等に関する調査研究を実施する。

5 交流促進事業

(1) 県民グループ企画支援事業

- 目 的：県民レベルでの男女共同参画社会づくりを推進するため、県民グループが企画する男女共同参画に関する様々な企画を支援する。
- 対 象：県内民間グループ(公募)
- 企 画 数：8企画
- 内 容：講演、シンポジウム、セミナー等参加型イベント、男女共同参画に関する冊子等の制作物の作成、国立女性教育会館等が開催する研修への参加及び地域への還元等
- 支援方法：企画・運営に関する情報提供やアドバイス、広報チラシ等の配布支援等

(2) 企画相談・コーディネート

- 目 的：地域での男女共同参画推進の拡がりを支援するため、市町担当者や企業、民間団体、個人等から男女共同参画に関する企画の相談があった場合に、これに応じ、コーディネートしていく。

(3) 男女共同参画センター会議等参加

- 目 的：各種会議・研修会に参加することで、地域における男女共同参画の拠点施設が今後どのような役割を果たしていくべきか、複雑多様化する県民のニーズに対してどのような事業運営をしていくべきか等の課題を共有し、各拠点施設間での連携を深めることにより、男女共同参画センターのスタッフとしての専門性を高める。

6 基金事業

(1) 防災に関する講演会等の実施【財団自主事業】

- 目 的：事業部(男女共同参画施策担当)で作成した「災害時避難所運営マニュアル」を展示し、男女共同参画の視点に立った避難所運営の必要性を広く県民に浸透させるため、防災に関する講演会等を実施する。
- 対 象：県民(150名程度)
- 開催回数：1回
- 内 容：特別警報発令時等の避難についての心構えに関する講演会、災害時避難所運営マニュアル等の展示等

7 交付金事業

女性に寄り添う「支援の輪」づくり事業【財団自主事業】

- 目 的：孤独・孤立で悩んでいる方に向けた様々な活動を行っている県内各地のNPO等と連携することで、コロナ禍で不安を抱える女性を適切な支援につなげていく。
- 対 象：コロナ禍により社会とのつながりが薄くなり不安を抱える女性
- 内 容：
 - ・困りごとや悩みを相談できる場(サロン)を県内4地区で、月1回以上開催。
 - ・サロンにおいて、社会福祉士による相談支援を実施。
 - ・アドバイザー、各関係団体との連絡協議会の開催。
 - ・サロンにおいて、女性用品等の配布。

令和5年度(2023年度) 佐賀県DV総合対策センター事業計画

DV総合対策センター事業（性暴力被害者支援事業含む）の実施にあたっては、事業に係る広報資材を作成し、県内各所へ配布する等、事業の周知及び啓発を図る。

（１）関係機関との連携、情報の収集・提供

①佐賀県DV総合対策会議の開催

（ア）佐賀県DV総合対策会議

- 目的：佐賀県における男女間の暴力による被害者への支援と暴力の予防教育の推進及び男女間のあらゆる暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議（以下、「対策会議」と言う。）を開催する。
- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成する。
- 回数：3回
- 開催時期：概ね5月、10月及び1月に開催する。

（イ）佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会

- 目的：「佐賀県DV被害者支援基本計画（第4次計画）」の計画期間が令和5年度で終了することを受け、新たな基本計画を策定するに際し、基本計画に反映させるための専門的な調査研究を行うため、対策会議に佐賀県DV被害者支援基本計画策定専門部会を設置する。
- 委員構成：対策会議の委員のほか、必要に応じ、関係行政機関やDV被害者支援を行う民間団体を代表する委員で構成する。
- 開催回数：2回
- 開催時期：第1回対策会議から第2回対策会議までの間に、少なくとも2回開催する。

（ウ）性暴力被害者支援事業調整会

- 目的：性暴力支援事業の実施に際し、専門的な見地から検討を行い、事業に反映させてより効果の高い支援体制とするため、性暴力被害者支援事業調整会を開催する。
- 委員構成：関係行政機関、医師会、弁護士会及び被害者支援を行う民間団体等を代表する委員で構成する。
- 回数：1回

②DV被害者支援市町連携会議の開催

- 目的：市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催する。なお、第1回は全体会議とし、第2回以降は各保健福祉事務所圏域での開催とする。ただし、唐津保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所圏域については、合同開催とする。

- 対 象：各市町のDV担当課・男女共同参画担当課・生活保護担当課・福祉担当課、
県保健福祉事務所、婦人相談所、警察の担当者等
- 回 数：5回
- 開催時期：第1回は概ね5月までに、第2回以降は概ね8月までに開催する。

③県内DV被害者支援民間団体等の活動支援及び講師派遣

- 目 的：地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の
広がり支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団
体等に対する活動支援を行う。
- 対 象：県内DV被害者支援民間団体等
- 回 数：民間団体等からの希望に応じ、随時実施する。
- 内 容：情報提供、相談対応、講師派遣等の協力

④男女共同参画センター等会議等参加

- 目 的：各種会議・研修への参加により、男女間の暴力の根絶に関する最新情報の収
集及び本県における課題解決に必要な知識・技能の習得等を図る。

(2) 研修事業

①DV関係機関相談員向け研修

- 目 的：DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講
義、ワークショップ等による研修を実施する。
- 対 象：DV被害者支援に関係する公的機関、民間相談機関等で具体的支援を行う相
談員等
- 回 数：5回

②市町DV出張研修

- 目 的：住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者
対応等、DVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研
修を実施する。
- 対 象：市町職員
- 回 数：5回
- 内 容：DVの基礎、被害者心理、加害者対応についての講話等

(3) 啓発事業

①DV等暴力予防教育事業

実施にあたっては、なるべく多くの学校、今まで実施していない学校への実施に努める。

(ア) 高校生・大学生・専門学生向けDV等暴力予防教育事業

- 目的：県内高等学校及び大学、専門学校等の生徒・学生を対象に、交際間における暴力（以下、「デートDV」という。）や性暴力の防止、性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施し、相談先等を記載したリーフレット・カードを配布する。なお、事前に県内の高等学校及び大学、専門学校等に広く呼び掛ける。
- 対象：県内高等学校及び大学、専門学校等の生徒・学生
- 開催回数：15回
- 内容：交際間における暴力防止に関する講話等

(イ) 小学生・中学生・特別支援学校生向けDV等暴力予防教育事業

- 目的：県内小・中学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象に、良好な人間関係の構築や暴力（いじめ・デートDV・性暴力等）の予防に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を、各学年の発達段階に応じた伝え方により実施する。なお、事前に県内小学校及び中学校等に広く呼びかける。
- 対象：県内小・中学校及び特別支援学校の児童・生徒
- 開催回数：30回
- 内容：良好な人間関係の構築や暴力（いじめ・デートDV・性暴力）の予防等に関する講話等

②DV防止のための講演等事業

(ア) 女性に対する暴力防止講演会

- 目的：DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため「女性に対する暴力をなくす運動」（期間11月12日～25日）がある11月に合わせ、県民を対象とした講演会を開催する。
- 対象：県民（100名程度）
- 回数：1回
- 内容：女性に対する暴力の根絶に関する講演、シンポジウム等

(イ) DV防止啓発展示

- 目的：DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」（期間11月12日～25日）がある11月に合わせ、啓発パネル等を展示する。
- 対象：県民
- 展示場所：アバンセ展示ギャラリー等

- 内 容：女性に対する暴力の根絶に関する啓発パネル、パープルライトアップの実施等

(4) 調査・研究事業

①DV等暴力予防教育事業等でのアンケートの実施

- 目 的：DV等暴力予防教育事業の実施後に、児童・生徒・学生等に対するアンケートを行うことで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てる。
- 対 象：DV等暴力予防教育等を実施した学校
- 内 容：教育実施前後のDV等に対する理解度を調査し、教育内容の理解や教育効果（意識の変化）を把握する。

②佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画（2019年度～2023年度））に伴う支援強化事業

第4次計画に基づき、以下の新たな支援方法の実施に向けて取り組む。

(ア) 特別支援学校の児童・生徒向けDV等暴力予防教育プログラムの作成

特別支援学校の児童・生徒を対象にしたDV等暴力予防教育プログラムを作成（カスタマイズ）する。

(イ) DV加害者更生プログラムの調査

DV加害者の心理などを考慮し、被害者と子どもの安全に配慮した効果的な加害者更生プログラムについて、国の動向や他県の取組状況等について調査研究する。

(ウ) SNS等新たな相談手法の開発

若年層のDVに関する相談・支援体制を強化するため、SNSを活用した相談・支援体制の確立等に向けた検討を行う。

(エ) DV被害者の心への修復的アプローチ

DV被害者の心身の早期回復を目指し、関係機関と連携し、被害者の心への修復的アプローチの実施に向け、令和2年度に作成した素案を実行し、検証を行う。

(オ) 面会交流に係る支援の仕組みづくり

DVが背景にある離婚の場合、監護親（被害者）は恐怖や困難を感じることから、DV被害者の面会交流支援に係る支援については、これまでの調査及び研究を踏まえ、面会交流前後の精神的不安を軽減するための支援体制の仕組みづくりを行う。

(5) 相談事業

①女性総合相談

(ア) 女性のための総合相談

- 目的：女性が抱える家庭や職場、地域等での様々な問題について、女性の相談員が電話や面談による相談に応じる。同時に、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者が抱える複雑な問題についても相談に応じ、相談者のニーズに応じた支援を行う。また、DVやストーカー、性暴力被害等の相談において、相談者の安全安心の確保と問題の早期解決のため、警察、病院、裁判所、行政窓口等他機関の紹介や取り次ぎを行うとともに、必要に応じて同行支援を行い、相談者の立場に立ったきめ細やかな支援に努める。なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用する。
- 対象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：火曜日～土曜日 9時～21時
日曜日・祝日 9時～16時30分

(イ) 女性のための法律相談

- 目的：DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題等女性が抱える問題について、女性の弁護士が面談に応じ、相談者の問題解決を支援する。
- 対象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第1土曜日、第3木曜日 13時～16時（要予約）

(ウ) 女性のためのこころの相談

- 目的：様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性の臨床心理士又は公認心理師が面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図る。
- 対象：様々な悩みを抱えた女性
- 開設日時：毎月第1木曜日、第3土曜日 14時～16時（要予約）

(エ) 女性のための市町出張相談

- 目的：重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、市町の要請に応じて、女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じる。また、必要に応じて市町の相談員等への助言等を行う。
- 対象：様々な悩みを抱えた女性及び市町の相談員等
- 実施日時：市町の要請に応じ、随時

②男性総合相談

- 目的：男性が抱える家庭や職場、地域等での様々な悩みについて、男性の臨床心理士又は公認心理師が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図る。なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用する。
- 対象：様々な悩みを抱えた男性
- 開設日時：電話（毎週水曜日） 19時～21時
面談（毎月第4土曜日） 14時～16時（要予約）

③LGBTsに関する相談

- 目的：LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図る。なお、相談用の電話番号は、当該相談の専用回線を使用する。
- 対象：LGBTsに関する悩みを抱えた方
- 開設日時：月2回（毎月第2土曜日、第4木曜日） 14時～16時

④性暴力被害者支援事業

性犯罪の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、中長期的に支援する。

また、拠点病院及び関係機関の職員を対象とした研修会を実施し、相談対応スキル等の向上を図る。

（ア）性暴力救援センター・さが（さがmirai）の運営

- 目的：性暴力被害者からの相談を受け付ける「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」を設置し、性暴力被害者の心身の早期回復を図るため、医療的、精神的、経済的支援等についてのコーディネートを実施する。
- 対象：県内在住の性暴力被害者（以下「被害者」という。）なお、急性期の医療支援については、居住地、被害地に関わらず被害者を支援の対象とする。
- 開設日時：平日9時～17時はスタッフを配置し、電話や面談による相談に対応する。それ以外の時間は、夜間休日対応コールセンターと連携し、対応を行う。
- 支援内容
 - i) 相談支援
「性暴力救援センター・さが」及び「アバンセ女性総合相談」の2つの窓口で、被害者からの相談を受け付ける。
 - ii) 医療支援
拠点病院及び連携医療機関において、被害者に対し、必要な医療措置を行う。また、被害者の経済的な負担を軽減するため、初診料、性感染症検査料及び緊急避妊に係る費用等、被害者に必要と判断される医療措置に係る費用を負担する。なお、佐賀県警察本部が実施する公費負担制度の対象となった被害者については、当該事業からの費用負担対象外とする。
 - iii) 精神的支援
臨床心理士又は公認心理師によるカウンセリングを実施することにより、被害者の心的外傷の軽減を図る。また、被害者が未成年の場合で、被害者の親または被害者を現に監護している者への支援が、被害者本人の回復に資すると判断される場合等においては、被害者の親等に対しても同様のカウンセリングを実施する。なお、被害者等の経済的な負担を軽減するため、カウンセリングに係る費用を負担する。

（イ）性暴力被害者支援員研修

- 目的：相談対応スキル等を向上させるため、専門家を招いた研修会を開催する。
- 対象：拠点病院及び関係機関の性暴力被害者支援に携わる職員等
- 回数：1回

(6) 基金事業

①DV被害者等への支援【財団自主事業】

- 目的：DVの被害に遭い、困難な状況にある女性のために、一時的な支援（食事の提供）や医療支援及びステップハウス（DVの被害に遭った女性が、社会的自立をするための準備期間として入居する住宅。当財団が、家主と契約し、被害者に家賃不要で提供）の維持補修等を行う。
- 対象：県内在住のDV被害者及びステップハウス等

②女性の健康応援事業【財団自主事業】

- 目的：仕事に家庭に忙しい女性は、家族や周囲のことを優先して、自分の健康については後回しになりがちである。このため、自分自身の健康（心身）について振り返れる相談窓口（相談会）を開設する。このことで、財団が実施している女性総合相談に結び付けることも出来る。
- 対象：県内在住の成人女性
- 開催回数：年間3回程度

③女性のための護身術講習【財団自主事業】

- 目的：県内の16歳以上の女性を対象として、自分の身を守るための知識や技術を習得し、生活の中に潜む危険に気付く感覚を養うと共に、自尊感情を向上させるための講習会を開催する。
- 対象：県内の16歳以上の女性
- 開催場所：アバンセ
- 回数：1回
- 内容：護身術に関する講習

令和5年度事業部(生涯学)習施策担当)事業計画

1 人材育成

①生涯学習関係職員実践講座（基礎編・ステップアップ編・地域支援編）

- 目 的：生涯学習・社会教育の推進に関する基礎的な知識や参加型学習、学習プログラムの作り方の基本技能を身につけさせること。（基礎編）
地域のつながりづくりに配慮した事業等の事例を基に、参加者の研究協議等をとおして課題に即した学習プログラムの企画や運営等について具体的な手法を修得させること。（ステップアップ編）
地域課題の掘り起こしから解決能力を身につけ、様々なネットワークを活かして講座を開催するために必要な事業の企画・運営能力及び事業評価の知識・技能を習得させることで、専門職員としての資質の向上を図ること。（地域支援編）
- 対 象：生涯学習・社会教育関係者
- 実施講座：3講座（基礎編・ステップアップ編・地域支援編）
- 開催回数：各講座4回以上（同日内で2回開催も可）
- 内 容：生涯学習・社会教育推進に関する基礎及び地域のつながりづくり等の地域課題に関する講義、事例研究、討議、ワークショップ等
- 開催場所：いずれか1回以上は、市町と協働による出前開催

②県民講師基本とスキルアップ講座

- 目 的：講師として活躍する上で必要な知識や具体的な技術を実践的に学ぶ機会を提供し、その学習成果を地域社会に役立てようとする人材を育成すること。
- 対 象：講師をめざす県民
- 実施講座：1講座
- 開催回数：5回以上
- 内 容：講座内容の的確な伝え方やコミュニケーションの取り方、講座を企画する具体的な知識・技術に関する講義、演習等

③家庭教育支援者リーダー等養成講座

- 目 的：保護者の家庭教育・子育てを支援するうえで必要となる、基礎的な知識や技能を身につけることで家庭教育支援の拡大・育成を図ること。（支援者養成講座）
家庭教育支援者リーダーとして必要な知識と技能を身につけ、地域での家庭教育・子育て支援に役立つ事業運営や組織・ネットワークづくりなどについての実践力と意欲を高めること。（リーダー研修）
- 対 象：家庭教育・子育て支援に関わる活動をしている人、関心のある人
- 実施講座：2講座
- 開催回数：8回以上（支援者養成講座3回以上、リーダー研修5回以上）

- 内 容：家庭教育支援や子どもの理解、コミュニケーションスキル等に関する講義、事例研究、ワークショップ等

④課題解決支援講座（県・市町・公民館等共同企画）

- 目 的：市町や公民館等が、地域課題を地域住民や関係団体等と協働して解決する講座を企画し、運営する能力を向上させること。
また、実際に講座を企画・運営する際のアドバイス等を行うことにより、市町や公民館職員等の企画力・運営力を向上させる。
- 対 象：自治会役員・地域団体会員、地域住民等
- 実施講座：2 講座
- 開催回数：各講座4 回、事前研修、事後研修
- 内 容：コミュニティのつながりづくりや超少子高齢化等の地域課題解決に関する講義、地域独自課題の掘り起こしや取り組みを継続するためのワークショップ等
- 開催場所：公民館等

2 学習機会提供

①県民カレッジ運営・推進事業

- 目 的：県民の生涯学習への取組を促すため、県内の生涯学習関係機関やCSO等から収集した講座等の情報を体系的に整理し、情報提供するとともに、県民の生涯学習歴の評価認証を行うこと。また、県民が学習成果を活用して、各種ボランティアや地域貢献活動に取り組むよう促すこと。
- 対 象：県民
- 実施日程：随時
- 開催場所：県内各地

②県民カレッジの集い

- 目 的：県民カレッジ入学者の学びの意欲を高めるとともに新規入学を促す契機とし、併せて県民の生涯学習への関心を高めるための講演会等を企画すること。
- 対 象：県民カレッジ入学者及び入学希望者
- 開催回数：1 回
- 開催場所：ホール
- 内 容：生涯学習の推進に資する講演

③オンライン検証事業

- 目 的：県内在住の著名人やプロフェッショナルと語り合う対談等をオンラインで配信し、その成果・課題を分析することで今後のオンライン講座の在り方を検証する。
- 対 象：県民
- 開催回数：4 回
- 内 容：オンラインによる講座

④生涯学習情報提供事業

- 目的：生涯学習センターや県・市町、公民館、各種団体・機関等が提供する学習機会や講師情報、施設情報等を収集・提供し、県民の学習活動を促進すること。
- 対象：県民
- 実施日程：随時
- 内容：センターの職員が担当業務を通じて収集した情報を整理し、県民の求めに応じて、必要な情報を提供する。

⑤生涯学習相談事業

- 目的：県民や生涯学習関係機関等からの相談に応じて、県・市町、公民館、各種団体・機関等が提供する学習機会や講師情報、施設情報等を提供するだけでなく、主催事業の立ち上げ方や運営上の留意点、学習成果の活用方法、地域貢献活動やボランティア活動等に関する情報を提供して、適切なアドバイスを行うこと。
- 対象：県民
- 実施日程：随時
- 内容：学習相談、資格取得に関する相談、生涯学習事業の企画・実施相談、学習ボランティア相談、学習成果を活かすための相談、市町の事業改善等に関する相談。

3 交流促進等

①まなびいフェスタ

- 目的：生涯学習活動推進のためのイベントを県民の意見も取り入れるため、県民参加の実行委員会方式等により開催する。生涯学習団体と協働し、活動の場を提供するとともに、団体とのネットワーク形成や県民の生涯学習に対する関心を高め、生涯学習活動へのより一層の参画を促進すること。
- 対象：県民
- 開催日程：1日
- 内容：生涯学習の推進を図るホールイベント（各種発表等）、講演会、CSO等との協働企画、生涯学習ワークショップ等

②まなびチョイスセミナー

- 目的：生涯学習に取り組む機会が少ない県民層への、学びのきっかけづくりと出会いやつながりづくりを促進することで、社会や地域での活動への参画を目指す。
県内外で活躍するデザイナー、クリエイター等による若者や職業人が興味を引きそうな内容で展開することにより、一般来館者にも興味関心を持たせること。
- 対象：若者や職業人等、40歳代まで
- 開催回数：5回以上
- 内容：若者や職業人が興味を引きそうな内容のワークショップを中心とした参加型

③佐賀県の生涯学習・社会教育基礎調査

- 目 的：県・市町の社会教育・生涯学習関係事業や関係職員及び社会教育施設・社会教育団体等の実状を明らかにすること。
- 実施日程：通年
- 調査基準日：5月1日現在（原則）
- 調査内容：生涯学習・社会教育施設の事業実施状況、市町の社会教育指導体制、学級講座の開設状況、国庫補助事業等実施状況、家庭教育支援の実施状況、子どもたちの体験活動、通学合宿の状況、社会教育施設整備状況、少年団体の組織状況等

④生涯学習センター会議等参加事業

- 目 的：生涯学習に係る各種会議等に参加することで、本県における生涯学習の拠点施設として今後どのような役割を果たしていくべきか、複雑多様化する県民のニーズに対してどのような事業運営をしていくべきかなどの課題を共有し、県内外の各拠点施設間で連携を深めることにより、生涯学習センターのスタッフとしての専門性を高める。

4 基金事業

①文化団体や県内児童・生徒に対する活動支援【財団自主事業】

- 目 的：コロナ禍での活動自粛を余儀なくされている県内の文化団体や児童・生徒の今後の活動の参考となる講演等も取り入れた活動成果の発表機会を支援する。
- 対 象：県内で活動する文化団体もしくは県内の小中学校、高等学校の児童・生徒
- 開催回数：年1回

1. 施設貸与事業

（趣旨）アバンセの施設貸与を通じて、男女共同参画や生涯学習に関する活動を行う個人や団体等に、活動の「場」や「機会」を提供する。

（内容）

アバンセ1階から4階にわたる各種施設（ホール、研修室、講師控室、調理実習室、音楽スタジオ、特別会議室、美術工芸室、展示コーナー、展示ギャラリー等）を、男女共同参画や生涯学習活動等のため利用する個人や団体等に貸与（利用許可）し、県の承認を受けた利用料の徴収等を行う。

※施設貸与事業における公益目的事業と収益事業の区分について

男女共同参画社会の形成の促進並びに県民の生涯学習の振興に資する非営利目的の貸与を公益目的事業とし、それ以外のものは収益事業とする。具体的な区分、分類の考え方については、「公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が管理する指定管理施設の貸与事業の事務取扱要綱」による。

（対象者）

施設の貸出対象には特に資格要件を設けず、県民のみならず広く個人や団体等を対象とする。

2. 情報サービスフロアの管理運営事業

（趣旨）

アバンセの情報サービスフロアの管理運営を通じ、男女共同参画や生涯学習に関する活動を行う個人や団体等に、活動に資する「情報」を提供する。

（内容）

主に男女共同参画社会の実現と生涯学習の振興に関する図書・雑誌・ビデオ・行政資料・新聞などを貸出し、情報提供をおこなう専門の図書資料室で、利用登録した者に対し、図書等の貸出しを無料で行う。（図書蔵書35,655冊、行政資料7,283冊）。

また、パソコン1台を設置し、自由に資料検索ができるサービスを提供する。

（対象者）

図書等の貸出対象は、「佐賀県内又は隣接県内に居住、通学、通勤する者」としているが、特に利用を必要とすると認められる場合は、それ以外の者でも貸出しの対象とする。

3. 視聴覚ライブラリーの管理運営事業

（趣旨）アバンセの視聴覚ライブラリーの管理運営を通じて、男女共同参画や生涯学習に関する活動を行う個人や団体に、活動の「資材」を提供する。

（内容）学校、公民館、その他の教育機関や団体、CSOに、視聴覚機材・教材（16ミリ映写機、フィルム、ビデオ、ビデオカメラ、プロジェクター、CD等）及び情報通信機器（パソコン、iPad等）を貸出す資料室で、利用登録した者に対し、機材・教材、機器類の貸出しを無料で行っている。

（機材約80点、教材約3,600点、パソコン45台、iPad44台等）

（対象者）

機材、教材、機器等の貸出し対象は、個人ではなく県内の学校、公民館等の機関やCSO等の団体を対象としているが、ここにしかない教材など特に利用を必要とすると認められる場合は、県外への貸出しも行う。

1. 施設貸与事業

（趣旨）アバンセの施設貸与を通じて、男女共同参画や生涯学習に関する活動を行う個人や団体等に、活動の「場」や「機会」を提供する。

（内容）

アバンセ1階から4階にわたる各種施設（ホール、研修室、講師控室、調理実習室、音楽スタジオ、特別会議室、美術工芸室、展示コーナー、展示ギャラリー等）を、男女共同参画や生涯学習活動等のため利用する個人や団体等に貸与（利用許可）し、県の承認を受けた利用料の徴収等を行う。

※施設貸与事業における公益目的事業と収益事業の区分について

男女共同参画社会の形成の促進並びに県民の生涯学習の振興に資する非営利目的の貸与を公益目的事業とし、それ以外のものは収益事業とする。具体的な区分、分類の考え方については、「公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団が管理する指定管理施設の貸与事業の事務取扱要綱」による。

（対象者）

施設の貸出対象には特に資格要件を設けず、県民のみならず広く個人や団体等を対象とする。